



かながわ
消費生活

注意・警戒情報

SNS をきっかけとした **もうけ話** や
恋愛感情 につけ込む **トラブル** に **注意!**



相談事例

- ◆ SNSで、簡単な作業で稼げるという副業に応募した。高額報酬を受け取るには登録料が必要と言われ振り込んだが、高額報酬を受けられなかった。
- ◆ SNS上の投資グループに参加し、利益が出たので投資額を増やしていたが、出金を申し出たところ、高額な手数料を要求された。
- ◆ SNSで有名人が投資を勧めてきたが、本人ではなく、なりすましかった。
- ◆ SNSで知り合った交際相手から、2人の将来のためにと投資先を紹介され、送金した。出金しようとしたら様々な名目で送金を求められて出金できず、交際相手とも音信不通となった。



SNSで、「簡単に稼げる」「もうかる」「2人の将来のため」などと強調し、副業や投資を勧誘されても、うのみにしないようにしましょう。



- ☑ 相手方に、安易に個人情報を開示しないようにしましょう。
- ☑ 内容がよく分からなければ、契約しないようにしましょう。
- ☑ 安易に振り込むことは控えましょう。
- ☑ 投資の場合は、金融庁のホームページで、金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。
- ☑ 相手方に不信感や疑問を抱いたら、すぐ消費生活センター等に相談しましょう。



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を!

局
番
なし

い
や
や
188 番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



住宅のリースバック契約とは

リースバック契約とは、主に事業者が個人から自宅（マンション、戸建て住宅）を購入し、その個人（売主）に貸し付けることを併せた契約のことです。

個人（消費者）が十分納得して契約をしているケースもある一方で、自宅に無断で訪問し、冷静に判断できない状況や高齢者の判断力低下につけ込んで、安い値段で買い叩くというケースもあります。

住宅のリースバック契約に注意！



～その家賃ほんとに払い続けられますか？～

「『売却後もそのまま住み続けられる』と説明されたが、契約後に家賃が大幅に値上げされ支払えなくなった…」

そんな深刻な被害もある住宅のリースバック契約について、弁護士に聞いてみました！



被害を未然に防ぐために

- ★ 不動産の買取の場合、特定商取引法上のクーリング・オフ等が適用されないので、安易に契約をしないこと。
- ★ 実印・印鑑証明は、本人の同意の上で、家族と話をしないと持ち出せないようにしておくこと。
- ★ 債務整理のためのリースバックは、売り急ぐ形になり、安く買い叩かれてしまうので、他の手段（破産、民事再生、任意整理など）を検討すること。



契約済みでも諦めないで！

リースバック契約を結んでしまったとしても、例えば、次のような対応により、被害を抑えられる可能性が考えられます。諦めずに消費生活相談窓口や弁護士に相談してみましょう。

登記 変更 前

- ・消費者契約法の取消権、民法の取消権を根拠に登記を移すことを拒絶するか検討する。
- ・紛争が解決するまで登記に必要な書類（印鑑証明書や実印）を事業者に渡さない。
- ・予備的に手付解除をすることも検討する。

登記 変更 後

- ・消費者契約法・民法に基づく取消を主張することになる。第三者に売却がされると、救済がより困難になるので、処分禁止の仮処分（勝訴したときは登記が戻せるようにする手続）を検討する。
- ・安い値段で売却させられている場合には、時価との差額について民法の不法行為に基づく損害賠償を求めることを検討する。

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

☎ 消費生活相談は…

消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）
局番なし188

☎ 弁護士に相談したい方は…

神奈川県弁護士会 消費者被害相談
予約受付：045-211-7700



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X (旧 Twitter)